

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

株式会社 大光銀行

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社大光銀行（以下、当行）は、電子決済等代行業者との連携及び協働を通じて、新たな技術を取り入れた付加価値の高い金融サービスの提供に取り組んでまいります。

2. 資金移動に係る（更新系（※1））APIの体制整備

当行は、資金移動に係る（更新系）APIについて、上記基本方針に基づき体制整備を行います。（体制整備の内容及び整備完了時期については別紙を参照ください。）

3. 口座情報に係る（参照系（※2））APIの体制整備

当行は、口座情報に係る（参照系）APIについて、上記基本方針に基づき体制整備を行います。（体制整備の内容及び整備完了時期については別紙を参照ください。）

4. APIの体制整備に係るシステムの構築に関する方針

当行は、「オープンAPIのあり方に関する検討会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」（2017年7月13日公表）に記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に則ってシステムを構築します。

当該システムの設計、運用及び保守については、第三者（当行の勘定系システムを構築している業者）に委託して行います。

5. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称・連絡先

当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は次のとおりです。

担当部署：事務・システム統括部 API連携受付窓口

連絡先：api-contact@taikobank.jp

6. その他参考となるべき情報

その他、連携及び協働にあたり必要な事項については担当部署にお問合せ願います。

以上

（※1）更新系：銀行法の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」）第二条第十七項第一号に定める行為

（※2）参照系：改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為

【別紙】

本別紙については、システム構築の状況等により適宜更新し、当行サイト上で公開していく予定です。

1. 資金移動に係る（更新系）APIの体制整備の内容及び整備完了時期

(1) 個人のお客さま

- ・体制整備の内容及び整備完了時期は調整中です。

(2) 法人のお客さま

- ・体制整備の内容及び整備完了時期は調整中です。

2. 口座情報に係る（参照系）APIの体制整備の内容及び整備完了時期

(1) 個人のお客さま

- ・残高照会及び入出金明細照会に関する参照系APIの体制整備は、完了しております。

(2) 法人のお客さま

- ・残高照会及び入出金明細照会に関する参照系APIの体制整備は、完了しております。

3. APIの体制整備に係るシステムの構築に関する方針の補足

- ・APIに係る電文仕様については、基本的に「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」（2017年7月13日公表）別紙の電文仕様標準に準拠しますが、「日付・時刻、通貨コード」については独自の電文仕様となります。

以上

(2020年6月26日現在)